

特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月25日

香川県人事委員会委員長 関 谷 利 裕

香川県人事委員会規則第3号

特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

特殊勤務手当に関する規則（平成12年香川県人事委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(有害物等取扱手当)</p> <p>第3条 略</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p><u>(6) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第66条第2項前段の規定により医師による特別の項目についての健康診断を行わなければならない場合の労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）別表第3に掲げる特定化学物質及び有機溶剤中毒予防規則（昭和47年労働省令第36号）第1条第1項第2号に掲げる有機溶剤等</u></p> <p>(特殊現場作業手当)</p> <p>第8条 略</p> <p>2～5 略</p> <p>6 条例第22条第1項第8号の人事委員会規則で定める伝染性疾病は、人畜共通の伝染性疾病及び<u>豚熱</u>とする。</p>	<p>(有害物等取扱手当)</p> <p>第3条 条例第5条第1項第2号の人事委員会規則で定めるものは、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(特殊現場作業手当)</p> <p>第8条 略</p> <p>2～5 略</p> <p>6 条例第22条第1項第8号の人事委員会規則で定める伝染性疾病は、人畜共通の伝染性疾病とする。</p>

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。